

低圧電気取扱い業務に係る特別教育 (開閉器の操作の業務)

事業者は、労働安全衛生法（安衛法第59条、安衛則第36条第4号）により、「低圧電気取扱の業務」に労働者を従事させる場合は、安全衛生特別教育規程第6条に基づく学科及び実技の特別教育を行わなければならない事となっております。この講習は、100V、200Vの配線等での感電の危険のある作業に必要な資格であり、電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の資格とは別にこの教育が必要です。

当協会では、事業主に代わりまして下記により「低圧電気取扱業務」に係る特別教育を実施致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

《特別教育を必要とする低圧及び低圧電気取扱業務とは》

低圧（直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう）の充電電路の敷設もしくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務。

※「開閉器の操作」の他に低圧電気工事等をするには、別に電気工事士等の資格が必要になります。更に実技6時間の追加が必要です。

- 日時 令和6年11月19日(火) 8:30~17:35 (受付 8:10~8:20)
※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
- 会場 アイ・ドーム (一関市東台50-46)
- 受講料 **【会員】 10,670円** (消費税10%込) (受講料 9,900円 テキスト代 770円)
【非会員】 12,870円 (消費税10%込) (受講料 12,100円 テキスト代 770円)
※ 個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
- 申込締切日 **11月5日(火)** ただし先着**40名**に達し次第締切らせていただきます。
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
申込者が少ない場合や気象状況等(感染症拡大等含む)により講習を中止又は延期する場合があります。
- キャンセルの取扱 **11月12日(火)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
- 申込方法 空き状況を確認の上、裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。
※ FAX・メール可(自署は必ず手書きで記入願います)。

〒021-0873 一関市台町8-23 TEL 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720 E-mail ichinoseki@wateroukikyo.com

※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。
お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

7. カリキュラム

時間	講習科目
8:20~8:30	オリエンテーション
8:30~9:30	関係法令(1H)
9:30~10:30	低圧電気に関する基礎知識(1H)
10:35~13:20	低圧の電気設備に関する基礎知識(2H)
13:20~14:20	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1H)
14:25~16:30	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2H)
16:35~17:35	(実技)開閉器の操作(1H)

※ 休憩 10:30~10:35、昼食休憩 12:05~12:50、休憩 14:20~14:25、15:25~15:30、14:20~14:25

- 筆記用具を必ずご持参下さい。
- 受講票は締切日後に郵送いたします。**5日前まで届かない時は当支部へご連絡ください。
- 昼食をご持参下さい。(斡旋はできかねます)
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 所定労働時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了者証明書」を交付致します。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

